は理事會を開催し次の如き事項を決定した。

一、山本縣藏外五名を除名。二、關東地方評議會の解散。三、評議會關係組合に對し除名に次ぐ處分をなす事。四、本部直屬組合より總同盟本部費拾五錢とする事。五、野坂夫妻を解職する事。其他の決議をなし、それを提げて、關東同盟選出の中央委員が中央委員會に臨んだのである。

何所に合同と云ふが如き純眞なる精神ありや！

而も彼等は之れに止まらず、前記の如き、評議會に於て到底不可能なる條件を强要し、評議會が當然拒否するであろうから、其時は、それを口實に評議會を除名せんとする所迄陰謀の鋒を進めてゐる。

除名すべき理由なきに拘はらず、唯自分達の意に滿たぬ爲めに、多數の力を藉りて無理押しに除名せんとし、而かも其上何んとかして理由を捏造せんが爲めにあらゆる奸策を弄する、此處に彼等

財團法人協調會大阪支所